

次世代育成支援対策推進法に係る「一般事業主行動計画」

興産信用金庫 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定しました。

1. 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1. 計画期間内に、男性職員1名以上取得、女性職員の育児休業取得率を70%以上にする。

〈対策〉

- ・平成22年4月以降 育児・介護休業規程の改正および積立保存休暇制度要綱の改正を行なうとともに、同規程・要綱等について周知します。

目標2. 所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーの実施の徹底を図る。

〈対策〉

- ・平成22年4月以降 ノー残業デー制度の徹底を図るため、店長・次長会議を通じて、周知、啓蒙活動を実施します。
- ・平成22年4月以降 ノー残業デーの実施状況を定期的にモニタリングします。

目標3. ワークライフバランスの観点から、年次有給休暇の取得日数を年間1人当たり平均11日以上にする。

〈対策〉

- ・平成22年4月以降 連続休暇制度実施要綱について、店長・次長会議を通じて、周知、啓蒙活動を実施します。
- ・平成22年4月以降 年次有給休暇の取得状況の管理を徹底します。

目標4. 職場見学やインターンシップの受入れを行ない、地域の子供の育成支援を行なう。

〈対策〉

- ・平成22年4月以降 地域の小中学生からの職場見学や、大学生等のインターンシップの受入れを行ないます。